

# 愛知県地震防災推進条例

平成16年3月26日

条例第2号

改正 令和四年三月二五日条例第一三号

愛知県地震防災推進条例をここに公布する。

愛知県地震防災推進条例

## 目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 行動計画（第九条）

第三章 地震防災に関する啓発活動等（第十条―第十四条）

第四章 地震に強いまちづくり（第十五条―第十七条）

第五章 帰宅困難者等に対する支援等（第十八条―第二十条）

第六章 地震災害の拡大の防止等（第二十一条―第二十三条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関し、県、県民、事業者等の責務及び市町村の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会の形成を推進し、もってすべての県民が安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 二 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び地震災害の復旧を図ることをいう。
- 三 東海地震に係る警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

（県の責務）

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、地震防災に関する施策の推進に取り組むものとする。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するための施策の推進に努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき（以下「地震発生時等」という。）に備え、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備

五 食料、飲料水及び医薬品の確保

六 避難場所及び避難所（以下「避難地」という。）の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認

七 その他地震発生時等に備え、自己の安全を確保するため必要となる事項

2 県民は、地域の地震防災の活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災の活動に参加する等相互に協力し、助け合うよう努めなければならない。

3 県民は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、地震発生時等に備え、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 地震防災の活動の責任者を定め、その他地震防災の活動に関する組織を整備すること。

二 地震発生時等の地震防災の活動において従業員がとるべき行動を明確にし、及び従業員を防災訓練、地震防災に関する研修等に積極的に参加させること。

三 事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保すること。

四 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資材及び機材を整備し、並びに食料及び飲料水を備蓄すること。

2 事業者は、その事業所が存する地域の自主防災組織が行う活動に協力する等地域の地震防災の活動に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（自主防災組織の責務）

第七条 自主防災組織は、地震発生時等に備え、多くの住民の積極的な参加による組織の充実に努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させること。

二 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させること。

三 防災訓練を実施すること。

四 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資材及び機材を整備し、及び点検すること。

2 自主防災組織は、地震発生時等においては、情報の収集及び伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食及び給水、災害危険箇所の巡視その他の地域における地震防災の活動を行うよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（ボランティアによる活動）

第八条 地震防災の活動を行うボランティアは、県及び市町村と連携して活動を行うことにより、地震防災の活動が効果的に行われるよう努めなければならない。

## 第二章 行動計画

（行動計画）

第九条 知事は、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地震防災に関する施策に係る目標

二 地震防災に関する施策の内容

三 前二号に定めるもののほか、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### 第三章 地震防災に関する啓発活動等

(地震防災に関する知識の普及等)

第十条 県は、県民が地震発生時等に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、市町村、自主防災組織、ボランティア等と連携して、地震防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(地震防災に関する教育の実施)

第十一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)においては、生徒、児童及び幼児が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時等において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、地震防災に関する教育の実施に努めなければならない。

(防災訓練の実施)

第十二条 県は、市町村、県民、事業者、自主防災組織その他地震防災に係る関係機関と連携して、積極的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(あいち地震防災の日)

第十三条 県民、事業者及び自主防災組織の地震防災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による地震発生時等に備えた地震防災の活動の一層の充実を図るため、あいち地震防災の日を設ける。

2 あいち地震防災の日は、知事が定める。

3 あいち地震防災の日には、県民、事業者及び自主防災組織は、第五条第一項各号に掲げる事項について講じた対策又は第六条第一項各号若しくは第七条第一項各号に掲げる措置の状況を点検し、及びその一層の充実を図るよう努めるものとする。

(人材の育成)

第十四条 県は、自主防災組織及びボランティアによる地震防災の活動が効果的に行われるようにするため、市町村等と連携して、防災リーダー(自主防災組織による地震防災の活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織等の中で中心的役割を担う者をいう。)及び防災ボランティアコーディネーター(ボランティアによる地震防災の活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。

### 第四章 地震に強いまちづくり

(地震に強いまちづくりの推進)

第十五条 県は、市町村その他関係行政機関と連携して、道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、市街地の面的な整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震防災に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

(建築物の耐震性の確保)

第十六条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(屋外工作物の耐震性の確保)

第十七条 屋外に広告板、自動販売機等の工作物を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物が地震により落下し、転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物を定期的に点検し、その耐震性を維持するよう努めなければならない。

### 第五章 帰宅困難者等に対する支援等

(帰宅困難者等に対する支援)

第十八条 県は、市町村その他地震防災に係る関係機関と連携し、東海地震に係る警戒宣言が発せられ、又は地震災害が発生したことによって、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到達することが困難となった者(次条において「帰宅困難者・滞留旅客」という。)が徒歩により円滑

に帰宅し、又は避難するために必要な情報の提供、食料及び飲料水の確保その他必要な対策を講ずるものとする。

(避難者の相互協力)

第十九条 避難地において避難生活を送る地域の住民及び帰宅困難者・滞留旅客は、互いに助け合い、協力して、自主的に共同生活を営むよう努めなければならない。

(要配慮者対策の支援)

第二十条 県は、市町村等が実施する高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で地震発生時等に特別な配慮を要する者に対する避難誘導、介護支援その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

一部改正〔令和四年条例一三号〕

## 第六章 地震災害の拡大の防止等

(緊急通行車両等の通行の確保等)

第二十一条 県民は、地震発生時等において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、救急患者の搬送、緊急物資の輸送等に係る緊急通行車両及び高齢者、障害者、傷病者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めなければならない。

2 県は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合に行われる車両の通行の禁止又は制限について、あらかじめ周知させる措置を講ずるものとする。

(事前避難)

第二十二条 県民は、災害対策基本法その他の法令の規定に基づき市町村長等が発する避難の指示その他地震災害に関する情報に留意し、事前に避難するよう努めるとともに、地震の発生から相当時間経過後に襲来する津波及び連続して発生する可能性のある大規模地震、余震等に備え、市町村長等が避難の指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めなければならない。

一部改正〔令和四年条例一三号〕

(危険度判定)

第二十三条 地震動により被害を受けた建築物及び宅地（以下「被災建築物等」という。）の所有者及び管理者は、当該被災建築物等が余震等により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため市町村が実施する危険度判定（被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。）に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に知事が地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している地震防災の施策の実施に関する総合的な計画（あいち地震対策アクションプラン）は、第九条第一項の規定に基づき策定された行動計画とみなす。

附 則（令和四年三月二十五日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。